

青梅市文化交流センター内  
カフェ事業者募集要領

平成30年11月  
青梅市教育委員会教育部社会教育課

## 1 目的

この募集要領は、平成31年4月に供用開始予定の青梅市文化交流センター内において、来館者を対象としたカフェの経営を行う事業者を公募型プロポーザル（提案）方式により選定するため、必要な手続等について定めるものである。

## 2 施設の概要

### (1) 所在地

青梅市上町374番地

### (2) 位置

青梅市文化交流センター1階

### (3) 面積（予定）

7.66平方メートル

### (4) 平面図

別紙のとおり

## 3 施設使用の許可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項および青梅市公有財産管理規則（平成14年規則第23号）第24条の規定にもとづき、次のとおり行政財産目的外使用の許可を行う。

また、施設使用料については、青梅市行政財産使用料条例（昭和41年条例第24号）の規定にもとづき徴収する。

使用料徴収対象面積 （予定）	7.66㎡（厨房、カウンター、更衣ロッカー） 内訳 厨房、カウンター 7.42㎡ 更衣ロッカー 0.24㎡
目的外使用許可開始 日（予定）	平成31年5月（建物本体工事完成後）
目的外使用許可期間	平成32年3月31日まで。以後、期間満了時、1年ごとに使用許可の更新を申し出ることができ、青梅市が承認した場合に限り更新するものとする。ただし、5年を上限とする。

使用料(月額)(予定)	8,775円 ※施設使用にかかる光熱水費等は使用者負担とする。
-------------	------------------------------------

※更衣ロッカー（地下1階）については、設置する製品は未定であり、また、使用許可台数は別途協議の上で決定するものとする。

#### 4 応募資格

応募できる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人の場合は東京都内に事業所を有していること、個人の場合は住所地が東京都内であること。
- (2) カフェ経営に必要な資格を有し、参加申請時において食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令による行政処分等の措置を受けていないこと。
- (3) 法人の場合は第7項第2号に規定する参加申請時直前の決算手続が終了している決算日を含む決算年度の法人事業税（地方法人特別税を含む。）、法人税、消費税および地方消費税について、個人の場合は平成29年分の個人事業税、所得税、消費税および地方消費税について、第7項第2号に規定する参加申請時点で未納額がないこと。
- (4) 青梅市教育委員会（以下、「委員会」という。）の運営方針に協力し、良質な食事を適切な価格で提供できること。
- (5) 青梅市内で災害が発生した場合などの非常時において、青梅市（以下、「市」という。）の要請に対し食事を提供（有料）するなど、市の対策に協力できること。
- (6) 食中毒事故や経営者の過失による事故等の発生に対し、経営者の責任において即時対応ができ、かつ、相応の補償能力があること。
- (7) 第7項に定める募集説明会に参加していること。
- (8) 経営者、役員および従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員でないこと。
- (9) 応募者が直接経営すること。

#### 5 営業に関する仕様

別紙「青梅市文化交流センターカフェ営業に関する仕様書」のとおり

#### 6 事業者の選定方法

プロポーザル方式による競争とし、競争に参加する事業者から提出される企画提案書等の内容を市職員で構成する青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会において審査した上で、最も適切であると判断した事業者に決定する。

## 7 応募手続等

### (1) 募集説明会

#### ア 参加申込

##### (ア) 申込方法

次のいずれかの方法により、第13項に記載する担当課に申し込むこと。

- a 電話
- b 電子メール
- c ファクシミリ
- d 直接窓口に来庁

##### (イ) 申込内容

###### a 法人の場合

所在地、法人名、電話番号、担当者氏名、募集説明会参加者氏名（2名まで）

###### b 個人の場合

住所、氏名、電話番号、募集説明会参加者氏名（2名まで）

##### (ウ) 申込期限

平成30年11月29日（木）午後5時（厳守）

なお、電子メールおよびファクシミリの場合は、必着とする。

#### イ 日時

平成30年12月3日（月）午前10時30分から

#### ウ 場所

青梅市役所庁舎2階201会議室  
（青梅市東青梅1丁目11番地の1）

#### エ 参加人員

1事業者につき2名までとする。

#### オ 内容

概要説明、質疑応答

なお、「カ 質問書の受付」による質問に対する回答方法の確認を行うため、青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定プロポーザルにかかる質問回答方法確認書（様式1号）を提出すること（提出がなかった場合は、郵送による送付方法とみなす。）。

#### カ 質問書の受付

募集説明会における質疑応答時以外の質問は、青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定プロポーザルにかかる質問書（様式2号）により、説明会終了後から平成30年12月6日（木）午後5時までに第13項に記載する担当課へ提出することとし、提出方法は、電子メール、ファクシミリまたは窓口に直接持参のいずれかとする（厳守）。

#### キ 質問への回答

全ての質問および回答を取りまとめたものを説明会参加事業者に対し、平成30年12月7日（金）から平成30年12月10日（月）までの間に青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定プロポーザルにかかる質問回答方法確認書（様式1号）に記載された回答方法により連絡する。

なお、本プロポーザルの競争性、公平性を損なう質問については回答しない。

### (2) 参加申請書、企画提案書等の提出

#### ア 受付期間（厳守）

平成30年12月11日（火）から平成30年12月17日（月）まで（ただし、土曜日および日曜日を除く。）

#### イ 受付時間（厳守）

午前8時30分から正午および午後1時から午後5時までとする。

#### ウ 受付場所

第13項に記載する担当課

#### エ 提出書類

(ア) 青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定プロポーザル参加申請書（様式3号） 1部

(イ) 納税に関する書類 各1部

法人	「法人税」および「消費税および地方消費税」 →納税証明書（その3）または（その3の3）で「法人税」および「消費税および地方消費税」の未納がないことがわかるもの 「法人事業税」 →納税証明書
個人	「所得税」および「消費税および地方消費税」 →納税証明書（その3）または（その3の2）で「法人税」および「消費税および地方消費税」の未納がないことがわかるもの 「個人事業税」 →納税証明書

※各書類は、第4項第3号にかかる応募資格が確認できる最新のものとする。また、個人事業税が非課税の場合等、未納額がないにもかかわらず、納税証明書が発行されない場合については、別途指示するので、前号に記載の「質問書の受付」とおり、発行されない理由を明記した質問書を提出すること。

(ウ) 登記事項証明書（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書） 1部

※申請日前3か月以内に発行されたものとする。

※商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書および登記されていないことの証明書 **（登記されていないことの証明書については、証明事項は「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」とする。）**

(エ) 最新の事業年度の財務諸表（貸借対照表および損益計算書） 1部

※個人事業主にあつては、所得税青色申告決算書または収支内訳書

(オ) 企画提案書（様式4号および様式5号） 6部

(カ) 営業経歴書（様式6号） 6部

オ 提出方法

応募者が直接持参すること。(郵送は不可)

カ その他

提出した書類の修正は認めない。ただし、提出した書類内容に不備がある場合には、後日、電話で確認する場合がある。

(3) 企画提案書プレゼンテーション

ア 日程

平成30年12月20日(木)

※時間は、参加申請書、企画提案書等の提出時に連絡する。

なお、応募者数により日程が変更となる可能性がある。

イ 集合場所

青梅市役所庁舎5階501会議室

(青梅市東青梅1丁目11番地の1)

開始まで集合場所で待機し、職員の指示に従い会場へ移動すること。

ウ 会場

青梅市役所庁舎3階教育委員会会議室

(青梅市東青梅1丁目11番地の1)

エ 内容

企画提案書の内容について、青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員に対して、プレゼンテーションを行うものとする。1事業者当たり25分(説明20分、質疑5分)以内とする。

オ 機材等

機器等を使用して説明する場合は、事前に申し出ることとし、機材は提案者が用意することとする。ただし、スクリーン(W2,210ミリメートル×H1,240ミリメートル)、プロジェクター、プロジェクターとパソコンの接続ケーブル(D-sub15ピン)および電源(AC100V)は、**委員会**が用意する。

8 応募にかかる企画提案書

企画提案書は、下記の項目について作成する。

なお、様式4号を表紙とし、様式5号に以下の項目順に作成し、様式6号とともに一冊にとじること。

また、企画書はA4判(縦)とする。

(1) カフェ経営の基本的な考え方

運営姿勢・取組意欲、食材・調理・環境への配慮、廃棄物の回収・処理方法等

(2) メニュープラン

予定する基本的な営業品目、販売価格、その他（イベントメニュー、季節メニュー、ケータリングの有無など）を提案すること。

なお、主なメニューの内容が分かるように、予定する食器を使用し、単品および組合せ（セットメニュー等）写真を掲載すること。

また、メニューについては、必ずテイクアウトができるものを含めること。

(3) 営業方式

施設（厨房、客席等）の状況から利用者の動線を考慮し、食事の供給方式（セルフ方式、配膳方式等）、精算方式（現金、食券販売機等）などについて、効率的な運営方式を提案すること。

また、営業時間の予定時間についても記載すること。

(4) カフェ営業計画および従業員計画

当該カフェへの従業員配置計画、勤務体制、カフェ営業開始までの概略スケジュールや従業員の教育・研修計画、事故処理における責任体制等の具体的な体制を示すこと。

なお、従業員については、市民の採用を率先して計画すること。

(5) 身体障害者等の従事割合

次のアまたはイに該当するものが従事する場合は、従事する人数の割合を記載すること。

なお、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第22条および母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第25条の趣旨に鑑み、それぞれの割合に応じて、一定の加点を行う。

ア 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者  
のない女子で現に児童を扶養しているもの

(6) 安全衛生管理体制

清掃計画、食品衛生管理、事故防止体制および事故への対応策について提案すること。



(7) 収支計画

年間の収支予測、営業開始に要する初期設備投資額について示すこと。

(8) 青梅市新生涯学習施設（仮称）基本計画書に関わる取組

別紙「青梅市文化交流センター展示交流スペース等にかかる参考資料」に記載の「市民活動の場の充実」、「多世代に渡ってだれもが気軽に利用しやすく」、「中心市街地ににぎわいを創出」、「市民が安全に利用できる」といったキーワードを具現化するために取り組むことがあれば記載すること。

(9) その他

前各号以外に独自に提案したいことがあれば記載すること。

9 審査方法等

(1) 応募資格等審査

この募集要領に定める応募資格等に適合しているかを審査する。

(2) 企画内容等審査

前号の審査により応募資格等に適合していると確認された事業者を対象に、企画提案・営業経歴について審査を行う。

なお、企画提案書等の内容について、電話または電子メールにより質問する場合もある。

(3) 配点割合

評価項目	配点割合
カフェ経営の基本的な考え方	12 / 100
メニュープラン	36 / 100
営業方式、カフェ営業計画および従業員計画、身体障害者等の従事割合、安全衛生管理体制、収支計画、営業経歴	40 / 100
青梅市新生涯学習施設（仮称）基本計画書に関わる取組ほか	12 / 100

(4) 審査結果の通知

審査結果通知は、平成31年1月下旬（予定）までに、書面により全ての応募事業者に対し通知する。

また、青梅市教育委員会のホームページにて公表する。応募事業者

の商号・名称等も公表対象となることに留意すること。

## 10 覚書の締結

委員会は、選定事業者と協議の上、営業に関する覚書を締結する予定である。

## 11 スケジュール

平成30年11月29日（木）午後5時まで	募集説明会参加申込締切
平成30年12月3日（月）	募集説明会の開催
平成30年12月6日（木）午後5時まで	質問事項の受付期限
平成30年12月7日（金）～10日（月）	質問事項の回答期間
平成30年12月11日（火）～17日（月）	参加申請受付期間
平成30年12月20日（木）	企画提案書プレゼンテーション

※企画提案書プレゼンテーションの日程は変更となる場合がある。

平成31年1月下旬（予定）	応募者へ結果通知の送付
平成31年4月中旬～下旬（予定）	営業準備期間
平成31年5月上旬（予定）	営業開始

## 12 その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は無効とする。
- (2) 当該プロポーザル参加申請にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類については、青梅市ホームページに掲載のこの募集要領の添付ファイル（様式）を印刷して使用すること。
- (5) 提出書類は、青梅市情報公開条例（平成9年条例第29号）にもとづく情報公開の対象となる。
- (6) 審査結果についての異議申立ては認めない。
- (7) 選定事業者は、青梅市文化交流センターのオープニングイベントの実行委員となること。

## 13 担当課

郵便番号 198-8701

東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市教育委員会教育部社会教育課

電話番号 0428-22-1111（内線2382）

F A X 番号 0 4 2 8 - 2 2 - 9 8 3 5

メールアドレス div7050@city.ome.tokyo.jp